

令和7年度 第1回長浜市特別職報酬等審議会【説明資料】

1 長浜市特別職報酬等審議会について

議員報酬月額および市長、副市長、教育長の給料月額ならびに政務活動費の額について、長浜市と他市の給料額や財政状況、社会情勢などを検証し、現行の給料額等が適しているかどうかを様々な視点から総合的に審議する市長の諮問機関です。

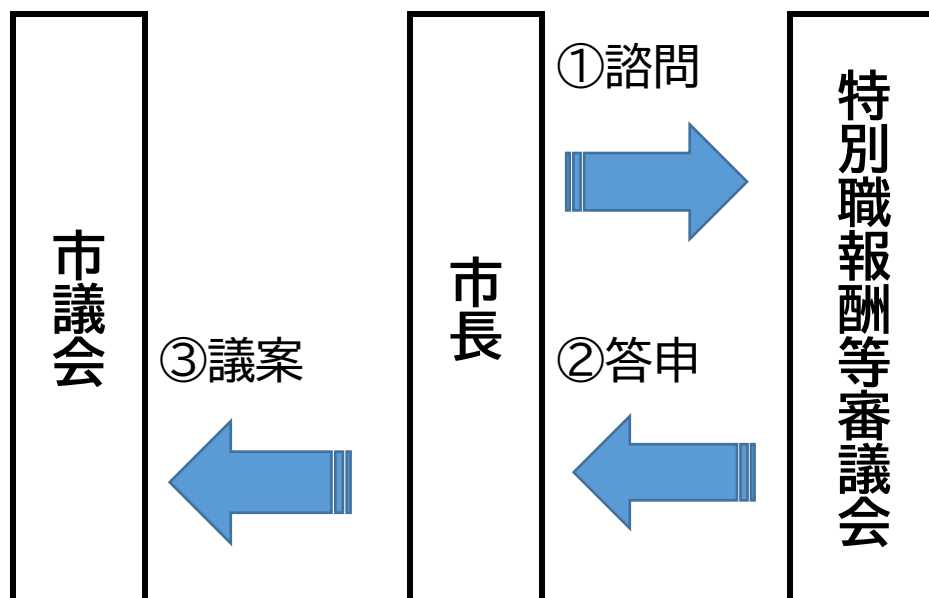
★報酬・給料額等改定までの流れ

報酬額・給料額を改定しようとする場合、市長は「特別職報酬等審議会」に意見を聴くために、諮問します。（下図①）

諮問を受けた「特別職報酬等審議会」は、改定の必要性および改定額、改定時期等を審議し、結果を市長に答申します。（下図②）

答申を参考に市長が報酬額・給料額等改定に向けて条例改正および予算にかかる議案を市議会に提出します。（下図③）

市議会で審議を行ったうえ、改定するかどうか決定されます。



2 特別職の給与等の内容

特別職には報酬または給料および期末手当が支給されます。また市長、副市長、教育長には任期毎に退職手当が支給されます。

一般職に支給される扶養手当や住居手当、管理職手当等その他の手当は支給されません。(市長、副市長、教育長は通勤手当のみ支給対象)

	報酬・給料等 (月額・円) ①	期末手当(年額) 給料月額×役職加算 ×割合 (円)	退職手当(任期満額) 給料月額×割合 ×任期 (円)	年間相当額(円) 上段:退職手当抜き 下段:退職手当込み
市長	900,000	3,726,000 ①×1.2×3.45月	16,848,000 ①×0.39×48月	14,526,000 18,738,000
副市長	750,000	3,105,000 ①×1.2×3.45月	10,440,000 ①×0.29×48月	12,105,000 14,715,000
教育長	700,000	2,898,000 ①×1.2×3.45月	6,048,000 ①×0.24×36月	11,298,000 13,314,000
議長	460,000	1,904,400 ①×1.2×3.45月	支給なし	7,424,400
副議長	400,000	1,656,000 ①×1.2×3.45月	支給なし	6,456,000
議員	370,000	1,531,800 ①×1.2×3.45月	支給なし	5,971,800
政務 活動費	20,000	—	—	240,000

※太枠網掛け部分が本審議会において審議いただく対象項目となります。

3 特別職の報酬等の額および改定の経緯

1. 報酬額等の経緯

- ・平成 18 年 2 月 13 日の 1 市 2 町合併以降、3 度審議会を開催しています。
- ・現在の額は、平成 26 年度の答申を受けて、改定された額となっています。

特別職等	H18.2.13 (合併時点の月額) (円)	H26	H29	R3
市長	848,000	900,000 (6.13%引上げ)	据置き	据置き
副市長	727,000	750,000 (3.16%引上げ)	据置き	据置き
教育長	675,000	700,000 (3.70%引上げ)	据置き	据置き
議長	445,000	460,000 (3.37%引上げ)	据置き	据置き
副議長	387,000	400,000 (3.36%引上げ)	据置き	据置き
議員	356,000	370,000 (3.93%引上げ)	据置き	据置き
政務活動費	20,000	据置き	据置き	据置き

2. 過去の審議会からの答申内容(要約)

(1) 平成 26 年度の答申【引上げ】

- ・全国的に経済状況が改善傾向にあり、人事院勧告も7年ぶりに「引上げ」勧告がされたこと、さらには、広域合併のメリットを今後最大限に引き出す期待感なども念頭に置き、「引上げ」を行うべき。
- ・県内他市の首長の給料月額と比較しても低く、本来なら8%程度の引上げを行うべきだが、財政状況を勘案し約6%が妥当。副市長、教育長、議員は、県内他市の状況を勘案し、3%の「引上げ」が妥当。
- ・政務活動費は、他市と比べても大差がなく「据置き」とすることが妥当

(2) 平成 29 年度の答申【据置き】

- ・同規模団体と同程度の給料水準は確保すべきであり、2%程度引上げることが妥当であると判断するが、財政状況等を勘案し、現時点では「据置き」とすることが妥当
- ・政務活動費は、他市と比べても大差がなく「据置き」とすることが妥当

(3) 令和3年度の答申【据置き】

- ・長浜市議会議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額については、増減する理由がない

4 類似団体および県内他市との比較

1. 報酬等の状況 参考資料2、3 特別職の報酬等の状況(類似団体、県内他市)

・類似団体との比較においては、教育長は平均を上回っていますが、その他の特別職は平均を下回っています。類似団体のうち、地域手当が本市と同級の7級地である市のみで絞った場合も同様の状況となっています。

・県内他市との比較においては、市長、副市長、教育長は平均を上回っていますが、議長、副議長、議員は平均を下回っています。

長浜市		類似団体 (本市含め 31 市)		類似団体 (地域手当7級地・ 本市含め 11 市)		県内他市 (本市含め 13 市)	
特別職	月額(円)	順位	平均月額(円)	順位	平均月額(円)	順位	平均月額(円)
市長	900,000	28	967,323	9	956,000	5	868,077
副市長	750,000	26	787,710	7	781,727	5	731,462
教育長	700,000	10	689,645	4	694,364	5	681,154
議長	460,000	30	538,129	11	516,909	7	481,308
副議長	400,000	31	476,235	11	456,300	7	420,000
議員	370,000	31	443,510	11	428,982	7	385,500

※『類似団体』 総務省において、「人口」と「産業構造(産業別就業人口の構成比)」に基づいて類似する市区町村をグループ分けし、同じ類型となった市区町村を類似団体といいます。

※『地域手当』 公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、総務省が定める地域に在勤する職員に支給されます。支給対象とする地域は7つの級地に分けられ、長浜市は7級地とされています。なお、令和7年度からは、都道府県を単位の基本とする5級制に再編されていますが、本資料においては、市単位で区分けされていた令和6年度基準の級地区分を参照しています。

2. 報酬等改定の状況 参考資料2, 3 特別職の報酬等の状況(類似団体、県内他市)

- ・本市特別職の報酬等が現在の額に改定された平成 28 年 4 月 1 日以降、令和 7 年 4 月 1 日の間における、類似団体および県内他市の額の改定状況は下表のとおりです。
- ・類似団体においては、8 または 9 団体が改定を行い、すべて引上げ改定となっています。
- ・県内他市においては、市長等について 3 団体が引上げ、1 団体が引下げ改定となっています。議長等については、7 団体が改定を行い、すべて引上げの改定となっています。

平成 28 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 1 日における改定の状況

長浜市		類似団体 (本市含め 31 市)			県内他市 (本市含め 13 市)		
特別職	最終改定	改定	団体数	平均 改定率 (%)	改定	団体数	平均 改定率 (%)
市長	H28.4.1	↑	8	1.90	↑	3	8.26
		↓	0	—	↓	1	▲3.67
副市長	H28.4.1	↑	8	1.70	↑	3	5.71
		↓	0	—	↓	1	▲3.73
教育長	H28.4.1	↑	9	1.71	↑	3	5.30
		↓	0	—	↓	1	▲3.71
議長	H28.4.1	↑	9	3.02	↑	7	5.74
		↓	0	—	↓	0	—
副議長	H28.4.1	↑	9	3.24	↑	7	7.23
		↓	0	—	↓	0	—
議員	H28.4.1	↑	9	3.28	↑	7	8.40
		↓	0	—	↓	0	—

↑:引上げ ↓:引下げ

3. 財政状況

(1) 令和5年度決算

参考資料 4、5 令和5年度普通会計の決算の状況(類似団体、県内他市)

参考資料 6 令和5年度決算 長浜市財政白書

- ・人件費率は、類似団体および県内他市それぞれの平均と比べ高くなっています。
- ・経常収支比率は、類似団体および県内他市それぞれの平均と同程度です。
- ・財政力指数は、類似団体および県内他市それぞれの平均と比べ低くなっています。
- ・実質公債費比率は、類似団体および県内他市それぞれの平均と比べ低くなっています。

	歳出 (億円)	人件費 (億円)	人件 費率	経常収支 比率 (低い方が良)	財政力 指数 (高い方が良)	実質公債 費比率 (低い方が良)
長浜市	591.4	104.8	17.7	91.8	0.53	1.0
類団平均	573.3	83.1	14.5	91.7	0.74	5.3
県内平均	475.1	76.7	16.1	91.9	0.69	5.3

※**経常収支比率** 経常的な経費(人件費・扶助費・公債費など)を、経常的な一般財源(市税・地方交付税など)でどれだけ賄っているかの割合。数値が低いほど、他の財源にまわせる余裕があることを示しています。

※**財政力指数** 交付税算定に用いる、国が定めた標準的な需要額に対する標準的な収入額の割合(過去3年間の平均値)。高いほど、財源に余裕がある状態といえます。

※**実質公債費比率** 借金の返済額が一般財源の収入額に対してどれだけ占めているかの割合。市債の償還金や一部事務組合に対して負担する公債費などが含まれます。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%です。

(2) 令和6年度決算(見込)

- ・決算規模は前年度に比べて大きく増加(+34.7 億円)
- ・人件費は、人事院勧告に伴う給与等により増加(+6.8 億円)
- ・経常収支比率は、1.1 ポイント増加(悪化)

	歳出 (億円)	人件費 (億円)	人件 費率	経常収支 比率 (低い方が良)	財政力 指数 (高い方が良)	実質公債 費比率 (低い方が良)
長浜市	626.1	111.6	17.8	92.9	0.53	— (未算出)

[参考]

基金残高 令和5年度:374.7 億円 → R6 年度:360.1 億円 (△14.7 億円)

※基金残高は減少基調に入ったとみられる。

4. 一般職給料水準(ラスパイレス指数)、市民一人あたりの議員報酬等額

参考資料 7、8 ラスパイレス指数、市民一人あたりの議員報酬等(類似団体、県内他市)
・類似団体および県内他市と比べ、一般職員の給料水準および住民一人あたりの議員報酬等は低くなっています。

	ラスパイレス指数 (R6.4.1)	議員報酬等 (R5 決算額) (千円)	市民一人あたりの議員報酬等 (円)
長浜市	97.4	129,183	1,134
類団平均	98.9	178,771	1,447
県内平均	99.1	134,433	1,308

※**ラスパイレス指数** 地方公務員と国家公務員の給料水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものです。ラスパイレス指数が 100 を超えるほど、国家公務員の給料水準より地方公務員の給料水準が高いということになります。

5 一般職の職員の給与改定の状況

1. 月例給

本市一般職の職員の給与については、原則人事院の給与勧告に準拠し改定しています。令和 2 年、令和 3 年は民間給与との格差が極めて小さく改定なしとされていましたが、令和 4 年からは 3 年連続で引上げ改定となっており、特に令和 6 年においては、民間における賃上げ状況を反映して約 30 年ぶりとなる高水準の引上げ改定となっています。また、これまで初任給等若年層を中心とした引上げが主流でしたが、令和6年は、「職務や職責をより重視した給料表体系の整備」の観点も明示されており、本市部長級職員に適用している7級についても、一定高い水準の引上げ改定となっています。

人事院勧告年	勧告内容	市平均改定率 (行政職全体)	市平均改定率 (7級(部長級)のみ)
R2	改定なし	改定なし	改定なし
R3	改定なし	改定なし	改定なし
R4	引上げ 0.23%	引上げ 0.23%	6 級以上改定なし
R5	引上げ 0.96%	引上げ 1.00%	引上げ 0.31%
R6	引上げ 2.76%	引上げ 2.90%	引上げ 1.19%

※**人事院の給与勧告** 労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本として勧告されます。

2. 期末手当の支給割合

令和 2 年、令和 3 年は引下げでしたが、令和 5 年以降 2 年連続で引上げとなっています。なお、特別職の支給割合は、本市含め類似団体の約半数、また県内他市の大半においては、特別職の国家公務員の支給割合に準じて改定していますが、令和 4 年以降 3 年連続で引上げとなっています。

※【 】内は、改定後の年間支給割合

人事院 勧告年	勧告内容 (一般職)	特別職の国家公務員 (大臣等)	市特別職
R2	△0.05 月 【2.55 月】	△0.05 月 【3.35 月】	△0.05 月 【3.35 月】
R3	△0.15 月 【2.4 月】	△0.1 月 【3.25 月】	△0.1 月 【3.25 月】
R4	改定なし 【2.4 月】	0.05 月 【3.30 月】	0.05 月 【3.30 月】
R5	0.05 月 【2.45 月】	0.1 月 【3.40 月】	0.1 月 【3.40 月】
R6	0.05 月 【2.5 月】	0.05 月 【3.45 月】	0.05 月 【3.45 月】

6 近年における消費者物価上昇率

令和2年を 100 とした各年の消費者物価指数の上昇率は、以下のとおりとなります。

令和6年では、消費者物価指数(A)は108.5 に上昇しており、滋賀県における消費者物価地域差指数(B)は低下しているものの、これらを掛け合わせた数値(本資料において便宜上設定した参考指標)としては、99.3 から 106.9 に上昇しています。

年	消費者物価指数 (総合指数) A	前年比	消費者物価地域差指数 (滋賀県) B	(参考指標) A×(B/100)
R2	100	△0.2	99.3	99.3
R3	99.8	△0.2	100	99.8
R4	102.3	2.5	99.6	101.9
R5	105.6	3.2	99.3	104.9
R6	108.5	2.7	98.6	106.9

※**消費者物価指数** 全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するものです。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表しています。

※**消費者物価地域差指数** 全国平均を基準(=100)とした指数を、地域別(地方 10 区分、都道府県、都道府県庁所在市及び政令指定都市)に作成したものです。地域別の物価を明らかにすることを目的としています。

7 議会議員の活動状況(審議日数等)

1. 本会議および委員会の開催状況 参考資料 9 議員活動について

・本会議は、8月に招集され、翌6月までの約1年間を会期とする通年議会を導入しています。9月、12月、3月、6月には定例月議会を開催し、議案の審査審議等を行います。これ以外の月でも必要があれば特別議会を開催します。

・常任委員会として、4つの委員会が設置されており、議員はこのうち総務教育常任委員会、健康福祉常任委員会または産業建設常任委員会のいずれか1つの委員会と予算常任委員会とに所属しています。予算常任委員会以外の常任委員会は、原則毎月開催されています。

・議会運営委員会には、8人の議員が所属しています。本会議の開催に合わせて数回開催されるほか、必要に応じて開催されています。

年	本会議開催状況		常任委員会 (設置数4)	議会運営 委員会	決算特別 委員会	広報広聴 委員会
	審議期間	開会日数	開催数	開催数	開催数	開催数
R5	103	23	47	46	1	10
R6	119	22	43	29	1	10

2. 政務活動費にかかる視察研修の状況

参考資料 10 政務活動費について

参考資料 11 政務活動費:視察研修の目的と場所一覧

・先進地調査等視察研修の実績は参考資料 11 のとおりです。

・コロナ禍収束以降、以前のように全国の先進地調査を実施されています。一方で、研修等をオンラインで受講されるケースも増えてきています。

年	視察の実績	研修の実績
R5	3 会派:17 か所	3 会派、1 議員:12 回
R6	4 会派 1 議員:38 か所	3 会派、1 議員:9 回

3. 政務活動費の額の状況

参考資料 12, 13 政務活動費の額の状況(類似団体、県内他市)

・類似団体および県内他市と比べ、政務活動費の額は低くなっています。

長浜市	類似団体 (本市含め 31 市)		類似団体 (地域手当7級地・ 本市含め 11 市)		県内他市 (本市含め 13 市)	
一人あたり年額	順位	平均年額	順位	平均年額	順位	平均年額
240,000	22	332,452	8	280,909	5	280,769

・人口 10 万人以上 20 万人未満の団体における政務活動費(月額)にかかる分布は次のとおりです。

・3 万円以上 5 万円未満が最も多く、次いで2万円以上3万円未満となっています。

政務活動 費(月額)	1万円未 満	1万円以 上2万円 未満	2万円以 上3万円 未満	3万円以 上5万 円未満	5万円以 上10万 円未満	10万円 以上20 万円未満	20万円 以上
自治体 数	2	18	46	55	24	1	0

※令和 5 年 12 月 31 日時点

4. 政務活動費の執行状況

参考資料 14 令和 5 年度政務活動費の実績(人口類似団体)

・政務活動費の執行状況は、他の人口類似団体と比較してやや高い水準にあります。

・会派等の視察や研修に関する活動が活発であればあるほど、その会派等の執行率は高くなる傾向にあり、執行率は会派等によって大きな開きがあります(最高100%、最低0%)。

年	交付額(円)	決算額(円)	使用率 (決算額÷交付額×100)	備考
R3	5,520,000	2,178,987	39.47%	議員定数:26 名 2 万円/月・人
R4	5,280,000	3,600,705	68.20%	議員定数:22 名 2 万円/月・人
R5	5,140,000	4,348,115	84.59%	議員定数:22 名 2 万円/月・人